

太陽光発電の環境価値を守るための署名のお願い

NPO 法人 太陽光発電所ネットワーク



この署名は皆さんの環境価値行使権を守るための重要なものです。御家族・関係者のご協力の上、返送ください。皆さんの声が大きき力となります。2008年3月31日までに署名の上、連絡先（裏面記載）へ返送（郵送、FAX、メール可）をお願いします。

日本ではすでに、35万軒以上の個人住宅太陽光発電設備が全国津々浦々に設置され、全体の普及量の9割を占めています。太陽光発電はCO₂削減効果が大きく、再生可能エネルギーの中でもピークカット効果や地産地消の分散電源として高く認められています。特にCO₂削減には環境価値があります。設置者の大多数は「地球に優しい」ことを強く認識し、この環境価値に貢献するために身銭を切って設置してきました。その結果、日本が世界のトップクラスの太陽光発電普及国になりました。しかし、地球温暖化対策を考慮した絶対量はまだまだ足りません。更なる普及を目指すにしても、設置コストが高いことが最大の障壁になっています。環境価値を具体化することと設置コストの回収を早める有望な制度として、グリーン電力制度が考えられています。日本では風力発電やバイオマス発電など大型の設備による環境価値を証書化することは、2000年から始まっていますが、環境価値が高いにも拘らず、小規模で数の多い個人住宅太陽光発電は、経費がかかり放置されてきました。

NPO法人太陽光発電所ネットワークは、「PV-Green」の名称で、太陽光発電設置者自身が発電量を測定処理する方法でグリーン電力証書を発行する事業を、2005年から開始しました。太陽光発電健康診断による測定データの科学的な高い信頼性を基に、日本で唯一の第三者認証機関であるグリーン電力認証機構が証書発行を認証し、すでに1000軒を越す設備認証が行われ、地球環境に貢献すると共に、次の普及の有力な原動力となっています。

しかし、ここへ来て計量法に基づく測定が求められています。現在の計量法には環境価値の取引について明文化されておらず、海外でも「みなし」で行うなどの事例もある中でこの求めには、経済産業省からの厳密な適用の指示が予想されています。

そこで太陽光発電所ネットワークは、太陽光発電設置者に対し、この計量法適用についてアンケートを2006年8月に行いました。結果は75%を越す大多数が計量法対応の高価な測定器の新たな設置は困難と表明しています。実際に太陽光発電を新設する方々に対しても計量法対応の測定器設置をお願いしましたが、対応は”0”という結果になっています。その理由は、

- 1) 計量法対応測定器を追加設置する費用は、グリーン電力証書で得られる2~3年分にもなり負担が重過ぎる。
- 2) 狭い場所に設置されているインバーター等の機器に追加的に設置することは、物理的に不可能で、又剥き出しになる改修配線などで見栄えが大きく損なわれる。
- 3) 改修工事や手配などに非常な人手と時間がかかりわずらわしい。

などでした。現実を無視した計量法適用は、太陽光発電設置者に多大な損害を与えるばかりでなく、新たな設置希望者の導入意欲を弱くすることになり、CO₂削減努力にも水を差す結果になります。

甘利 明 経済産業大臣殿

私たちは以下のことを実行されることを強く要請します。

[1] 太陽光発電（特に個人住宅用）の計量法問題にたいして

- 1) 個人住宅太陽光発電所長の持つ環境価値行使の権利を阻害しかねない計量法適用を行わない
- 2) 計量法適用を行う場合には対応可能で十分な猶予期間を取ること
- 3) 計量法適用に対処する関係者の対応を強く促すと共に、特定の関係者だけに負担を強いることのない、国として適切な措置
- 4) 太陽光発電新設者が自らのシステムの発電量が計量法適用測定器で測定可能になるよう標準装備にする指導
- 5) 太陽光発電既設者にはパワーコンディショナーの取替え等で計量法適用測定ができる時期まで計量法適用を猶予する措置

[2] 電力会社による太陽光発電システムからの電力買取の法制化

以上を早急に実現するような対応をお願いします。

上記の趣旨要請に賛成し署名を行います。

氏 名	住 所

連絡先： NPO 法人 太陽光発電所ネットワーク
〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-10 湯島ビル 202
電話：03-5805-3577 FAX：03-5805-3588
メール：info@greenenergy.jp（事務局）
URL：http://www.greenenergy.jp

*この署名は、趣旨に賛同できる方ならどなたでも署名できます。これは、目的以外には使用致しません。集まった署名用紙は「NPO法人太陽光発電所ネットワーク」へご送付くださいますようお願いいたします。（第一次集約 12 月 21 日、第二次集約 2 月 23 日）

署名活動にご協力下さる方は上記ホームページより様式をダウンロードしてお使い下さい。